平成２９年（フ）第５５０号
神戸市東灘区住吉東町４丁目５－14、住民票上の住所神戸市長田区長田天神町２丁目３番13号（住民票上の従前の住所）兵庫県明石市魚住町住吉４丁目13番15号
債務者　賴光　朋寛（旧姓北里）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４３号
神戸市中央区東雲通２丁目８番15号２Ｆ、従前の住所神戸市兵庫区中道通１丁目３番16号シャルム中道503
債務者　岡村みゆき
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１５号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下588番地の１菜の花ハイツ201
債務者　髙山　賢一
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１４号
神奈川県秦野市東田原111番地の９
債務者　本田真奈美
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４４０号
神奈川県伊勢原市西富岡927番地の３
債務者　堀江　正人
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９５５号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目６番105号
債務者　浅木　光子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１８号
愛知県長久手市東原山１番地１　県営東原山住宅１棟202号
債務者　髙瀬　エミ
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２９号
名古屋市千種区高見１丁目14番６号　山田アパート１Ｆ東側
債務者　笹野登志恵
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７６号
神奈川県伊勢原市白根356番地　ホワイトコーポ101号
債務者　前山百合子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１７号
神奈川県厚木市水引２丁目７番38―706号
債務者　平野　聖子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１９号
神奈川県厚木市水引１丁目12番19―313号、前住所東京都町田市金森７丁目５番16号　メゾンドＡ１　303
債務者　松本　卓也
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２１０号
沖縄県豊見城市字我那覇256番地１
債務者　安谷屋実紀
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１８号
神奈川県中郡二宮町富士見が丘２丁目11番10号　藤コーポ102号
債務者　水野　君枝
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４３２号
神奈川県平塚市御殿１丁目35番12―２Ａ号　ファーストクラス御殿、前住所神奈川県平塚市平塚５丁目８番９―302号　ヒルトップカスガ
債務者　星澤　　聡
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５２号
沖縄県那覇市字国場687番地７　クレアールＭＩＹＡＢＩ２　102
債務者　與那嶺正行
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５０号
北海道深川市音江町１丁目10番73号
債務者　神田　光二
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部